

次の対象区域において、建築基準法第 86 条第 2 項の規定に基づく認定をいたしましたので、同条第 8 項の規定に基づき公告します。

その関係図書は、京都市都市計画局建築指導部建築指導課において、一般の縦覧に供します。

平成 23 年 7 月 11 日

京都市長 門川 大作

## 1 認定事項

認定番号	認定年月日	対象区域
11-003	平成 23 年 7 月 6 日	京都市伏見区桃山町泰長老 176 番 1 及び同区常盤町 40 番

## 2 縦覧期間

京都市の休日を定める条例第 1 条に定める本市の休日を除く日の午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分まで(ただし、正午から午後 1 時までは除く。)

(都市計画局建築指導部建築指導課)